

# 岐阜県公報

号外 (3) 令和7年11月11日

目 次

規 則

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規

則

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

二

(都市政策課)

一

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県規則第百十一号

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則 (平成十年岐阜県規則第六十三号) の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

(書類の提出部数)

第十三条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、第七条及び第八条に規定する書類にあつては正本一部及び副本一部、その他の書類にあつては正本一部とする。

別表第一五の表中「第一条第一項第六号」を「第一条第一項第七号」に改める。  
別表第二の表六の項に次の一号を加える。

3 新築等に係る工事の計画が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。) 第十四条第一項の規定の対象となる公共的施設に便所を設ける場合には、1及び2の規定にかかわらず、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成十八年政令第三百七十九号。以下「政令」という。) 第十四条、第十九条第一項 (第二号に係る部分 (車椅子使用者用便所の出入口又は当該便所のある便所の出入口に限る。) に限る。) 及び第二十三条 (第一号及び第三号に係る部分に限る。) に定めるところによる。

ヒ。

別表第一二の表七の項に次の一号を加える。

3 新築等に係る工事の計画が法第十四条第一項の規定の対象となる公共的施設には、  
1の規定にかかわらず、政令第十八条に定めるところにより車椅子使用者用駐車施  
設を設けること。

別表第二一の表九の項中「(その席数が十を超える場合は、十)」を削り、「八十五セ  
ンチメートル以上及び百一十センチメートル」を「九十センチメートル以上及び百三十  
センチメートル」に改める。

別表第一三の表中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省  
令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した  
役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

別表第一五の表一の項第一号を次のように改める。

1 車椅子使用者用駐車施設を次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める数以上設け  
ること。ただし、専ら道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三条に規定する  
普通自動車(以下「普通自動車」という。)以外の自動車の駐車のための駐車場に  
ついては、この限りでない。

(一) 駐車場に設ける駐車施設(普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送  
の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以  
下(一)及び(二)において同じ。)の数が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の  
二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた  
数)

(二) 駐車場に設ける駐車施設の数が一百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の  
一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた  
数)に二を加えた数

別表第三二の項及び二の項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改  
める。

## 附 則

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。ただし、別表第一二の表及び五の表  
の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第一二の表及び五の表の規定は、前項ただし書に規定する日以後に着  
手する新築等(岐阜県福祉のまちづくり条例(平成十年岐阜県条例第八号)第二十四

条に規定する新築等をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に着手した新築等  
については、なお従前の例による。

## 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則をここに公布する。

令和七年十一月二十二日

岐阜県人事委員会  
委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十七号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改  
正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年  
岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「同項第一号又は第二号にあつては校長、副校長及び教頭とし、  
同項第四号から第八号までにあつては」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第  
十一号まで」を「第十号まで」に改め、同項の表第一号の業務の項及び第一号の業務の  
項を削り、同表第三号の業務の項中「第三号」を「第一号」に改め、同表第四号イの業  
務の項中「第四号イ」を「第一号イ」に改め、同表第四号ロの業務の項中「第四号ロ」  
を「第一号ロ」に、「七千五百円」を「八千円」に改め、同表第四号ハの業務の項中  
「第四号ハ」を「第一号ハ」に、「三千七百五十円」を「四千円」に、「七千五百円」を  
「八千円」に改め、同表第五号の業務の項中「第五号」を「第三号」に改め、同表第六  
号の業務の項中「第六号」を「第四号」に改め、同表第七号イの業務の項中「第七号イ」  
を「第五号イ」に改め、同表第七号ロの業務の項中「第七号ロ」を「第五号ロ」に改め、  
同表第八号イの業務の項中「第八号イ」を「第六号イ」に改め、同表第八号ロの業務の

項中「第八号八」を「第六号八」に改め、同表第八号八の業務の項中「第八号八」を「第六号八」に改め、同表第九号の業務の項中「第九号」を「第七号」に改め、同表第十号の業務の項中「第十号」を「第八号」に改め、同表第十一号の業務の項中「第十一号」を「第九号」に改め、同表第十二号の業務の項中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十条第一項第三号」を「第二十条第二項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十条第二項第六号」を「第二十条第二項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十条第二項第十一号」を「第二十条第一項第九号」に改め、同項を同条第五項とする。

第四十八条の十六中「教育職員」を「人事委員会規則で定める職員」に改める。

第四十八条の十七中「高等学校等」を「高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(校務の種類)

第四十八条の十七の一 条例第二十二条の六第二項の人事委員会規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学級を担任する業務

二 前号に掲げるもの以外の校務

第四十八条の十八中「義務教育等教員特別手当」を「前条第一号に掲げる校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

前条第一号に掲げる校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次項に定める額に三千円を加えた額とする。

付則第二十八項中「第四十八条の十八」を「第四十八条の十八第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

別表第六及び別表第六の一を次のように改める。

別表第6 (第48条の18関係)

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	23	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	26	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	27	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	28	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	30	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	31	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	32	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	34	1,900	2,200	3,900	4,200	
	35	1,900	2,200	3,900	4,200	
	36	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37	2,000	2,300	4,000	4,400	
	38	2,000	2,300	4,000	4,400	
	39	2,000	2,300	4,000	4,400	
	40	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41	2,200	2,400	4,000	4,400	
	42	2,200	2,400	4,000	4,400	
	43	2,200	2,400	4,000	4,400	
	44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45	2,200	2,600	4,100	4,600	
	46	2,200	2,600	4,100	4,600	
	47	2,200	2,600	4,100	4,600	
	48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49	2,300	2,600	4,200	4,700	
	50	2,300	2,600	4,200	4,700	
	51	2,300	2,600	4,200	4,700	
	52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53	2,400	2,800	4,400	4,700	

	54	2,400	2,800	4,400	4,700
	55	2,400	2,800	4,400	4,700
	56	2,400	2,800	4,400	4,700
	57	2,400	3,000	4,400	4,800
	58	2,400	3,000	4,400	4,800
	59	2,400	3,000	4,400	4,800
	60	2,400	3,000	4,400	4,800
	61	2,500	3,200	4,500	4,900
	62	2,500	3,200	4,500	4,900
	63	2,500	3,200	4,500	4,900
	64	2,500	3,200	4,500	4,900
	65	2,600	3,300	4,700	5,000
	66	2,600	3,300	4,700	5,000
	67	2,600	3,300	4,700	5,000
	68	2,600	3,300	4,700	5,000
	69	2,600	3,400	4,700	5,100
	70	2,600	3,400	4,700	5,100
	71	2,600	3,400	4,700	5,100
	72	2,600	3,400	4,700	5,100
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	73	2,700	3,500	4,700	5,100
	74	2,700	3,500	4,700	5,100
	75	2,700	3,500	4,700	5,100
	76	2,700	3,500	4,700	5,100
	77	2,800	3,700	4,700	5,200
	78	2,800	3,700	4,700	5,200
	79	2,800	3,700	4,700	5,200
	80	2,800	3,700	4,700	5,200
	81	2,800	3,800	4,800	5,200
	82	2,800	3,800	4,800	5,200
	83	2,800	3,800	4,800	5,200
	84	2,800	3,800	4,800	5,200
	85	2,800	3,800	5,000	5,200
	86	2,800	3,800	5,000	5,200
	87	2,800	3,800	5,000	5,200
	88	2,800	3,800	5,000	5,200
	89	2,900	3,900	5,000	5,200
	90	2,900	3,900	5,000	5,200
	91	2,900	3,900	5,000	5,200
	92	2,900	3,900	5,000	5,200
	93	3,000	4,000	5,000	5,200
	94	3,000	4,000	5,000	
	95	3,000	4,000	5,000	
	96	3,000	4,000	5,000	
	97	3,100	4,100	5,100	
	98	3,100	4,100		
	99	3,100	4,100		
	100	3,100	4,100		
	101	3,100	4,200		
	102	3,100	4,200		
	103	3,100	4,200		
	104	3,100	4,200		
	105	3,200	4,300		
	106	3,200	4,300		
	107	3,200	4,300		
	108	3,200	4,300		
	109	3,200	4,400		
	110	3,200	4,400		
	111	3,200	4,400		

	112	3,200	4,400				
	113	3,200	4,400				
	114	3,200	4,400				
	115	3,200	4,400				
	116	3,200	4,400				
	117	3,300	4,500				
	118	3,300	4,500				
	119	3,300	4,500				
	120	3,300	4,500				
	121	3,300	4,600				
	122	3,300	4,600				
	123	3,300	4,600				
	124	3,300	4,600				
	125	3,300	4,700				
	126		4,700				
	127		4,700				
	128		4,700				
	129		4,700				
	130		4,700				
	131		4,700				
	132		4,700				
	133		4,700				
	134		4,700				
	135		4,700				
	136		4,700				
	137		4,700				
	138		4,700				
	139		4,700				
	140		4,700				
	141		4,700				
	142		4,700				
	143		4,700				
	144		4,700				
	145		4,800				
	146		4,800				
	147		4,800				
	148		4,800				
	149		4,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400	

別表第6の2 (第48条の18関係)

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	1	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	22	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	23	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	24	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	26	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	27	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	28	1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	30	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	31	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	32	1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33	1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	34	1,900	2,600	3,900	4,700	
	35	1,900	2,600	3,900	4,700	
	36	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37	2,000	2,600	4,000	4,800	
	38	2,000	2,600	4,000	4,800	
	39	2,000	2,600	4,000	4,800	
	40	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41	2,200	2,800	4,000	4,900	
	42	2,200	2,800	4,000	4,900	
	43	2,200	2,800	4,000	4,900	
	44	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45	2,200	3,000	4,100	5,000	
	46	2,200	3,000	4,100	5,000	
	47	2,200	3,000	4,100	5,000	
	48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49	2,300	3,200	4,200	5,100	
	50	2,300	3,200	4,200	5,100	
	51	2,300	3,200	4,200	5,100	
	52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53	2,400	3,300	4,400	5,100	
	54	2,400	3,300	4,400	5,100	

	55	2,400	3,300	4,400	5,100
	56	2,400	3,300	4,400	5,100
	57	2,400	3,400	4,400	5,200
	58	2,400	3,400	4,400	5,200
	59	2,400	3,400	4,400	5,200
	60	2,400	3,400	4,400	5,200
	61	2,500	3,500	4,500	5,200
	62	2,500	3,500	4,500	5,200
	63	2,500	3,500	4,500	5,200
	64	2,500	3,500	4,500	5,200
	65	2,600	3,700	4,700	5,200
	66	2,600	3,700	4,700	5,200
	67	2,600	3,700	4,700	5,200
	68	2,600	3,700	4,700	5,200
	69	2,600	3,800	4,700	5,200
	70	2,600	3,800	4,700	5,200
	71	2,600	3,800	4,700	5,200
	72	2,600	3,800	4,700	5,200
	73	2,700	3,800	4,700	5,200
	74	2,700	3,800	4,700	
	75	2,700	3,800	4,700	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	76	2,700	3,800	4,700	
	77	2,800	3,900	4,700	
	78	2,800	3,900	4,700	
	79	2,800	3,900	4,700	
	80	2,800	3,900	4,700	
	81	2,800	4,000	4,800	
	82	2,800	4,000	4,800	
	83	2,800	4,000	4,800	
	84	2,800	4,000	4,800	
	85	2,800	4,100	5,000	
	86	2,800	4,100	5,000	
	87	2,800	4,100	5,000	
	88	2,800	4,100	5,000	
	89	2,900	4,200	5,000	
	90	2,900	4,200	5,000	
	91	2,900	4,200	5,000	
	92	2,900	4,200	5,000	
	93	3,000	4,300	5,000	
	94	3,000	4,300	5,000	
	95	3,000	4,300	5,000	
	96	3,000	4,300	5,000	
	97	3,100	4,400	5,100	
	98	3,100	4,400		
	99	3,100	4,400		
	100	3,100	4,400		
	101	3,100	4,400		
	102	3,100	4,400		
	103	3,100	4,400		
	104	3,100	4,400		
	105	3,200	4,500		
	106	3,200	4,500		
	107	3,200	4,500		
	108	3,200	4,500		
	109	3,200	4,600		
	110	3,200	4,600		
	111	3,200	4,600		
	112	3,200	4,600		

	113	3,200	4,700				
	114	3,200	4,700				
	115	3,200	4,700				
	116	3,200	4,700				
	117	3,300	4,700				
	118	3,300	4,700				
	119	3,300	4,700				
	120	3,300	4,700				
	121	3,300	4,700				
	122	3,300	4,700				
	123	3,300	4,700				
	124	3,300	4,700				
	125	3,300	4,700				
	126	3,300	4,700				
	127	3,300	4,700				
	128	3,300	4,700				
	129	3,400	4,700				
	130	3,400	4,700				
	131	3,400	4,700				
	132	3,400	4,700				
	133	3,400	4,800				
	134	3,400	4,800				
	135	3,400	4,800				
	136	3,400	4,800				
	137	3,400	4,900				
	138	3,400	4,900				
	139	3,400	4,900				
	140	3,400	4,900				
	141	3,500	4,900				
	142	3,500					
	143	3,500					
	144	3,500					
	145	3,500					
	146	3,500					
	147	3,500					
	148	3,500					
	149	3,500					
	150	3,500					
	151	3,500					
	152	3,500					
	153	3,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400	

## 附 則

- 2 1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和五年岐阜県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
附則第五項及び第十項中「第四十八条の十八」を「第四十八条の十八第二項」に改め、附則第十一項を次のように改める。
  - 11 その者の属する職務の級が二級である暫定再任用職員に対する第四十八条の十八第一項の規定の適用については、同項中「三千円」とあるのは、「五千四百円」とする。